

千葉県病院局公告第147号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年9月7日

千葉県病院事業管理者 山 本 恭 平

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

耳鼻科ファイバー内視鏡洗浄機

(2) 調達物品の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和8年10月6日

(4) 納入場所

千葉県立幕張海浜病院 1階 耳鼻咽喉科（専門外来 汚物室）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉県物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉県内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。

(4) この物品を納入期限までに納入することが可能な者であること。

(5) この物品納入後、アフターサービス・メンテナンスを本市の求めに応じて迅速に提供できる者であること。

3 契約事務担当課

〒261-0014

千葉県美浜区若葉 3 丁目 1 番地 2 7 (5 階)

千葉県病院局経営企画課総務班

電話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 7 4 9

電子メール kikaku.H0@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 申請書等の配布 千葉県「入札情報等」ポータルページで、「発注情報一覧」内「物品」のリンク (<https://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等 令和 8 年 9 月 8 日 (火) から令和 8 年 9 月 1 0 日 (木) までに前記 3 の契約事務担当課に郵送又は持参により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分までとする。

(3) 確認通知 令和 8 年 9 月 1 5 日 (火) までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を送付する。

5 入札説明書の交付

前記 4 (1) 同様、千葉県「入札情報等」ポータルページで「発注情報一覧」内「業務委託」のリンク当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和 8 年 9 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 (郵送の場合は、令和 8 年 9 月 1 7 日 (木) 午後 5 時 0 0 分まで)

(2) 入札方法 総価で行う。入札書を書留郵便による郵送又は持参により、前記 3 の契約事務担当課へ提出すること。

(3) 入札保証金 免除 (ただし、千葉県病院局契約規程 (平成 2 3 年千葉県病院局規程第 2 5 号) の規定によりその例によることとされる千葉県契約規則 (昭和 4 0 年千葉県規則第 3 号) 第 8 条第 2 項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(4) 落札者の決定方法 千葉県病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉県契約規則第 1 0 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(5) 無効となる入札 千葉県病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉県契約規則第 1 6 条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要 (ただし、千葉県病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉県契約規則第 2 9 条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉県病院局経営企画課で閲覧できる。

(5) 詳細は、入札説明書による。